

舶工第561号  
令和7年2月17日

会 員 各 位

一般社団法人 日本舶用工業会  
専務理事 澤 山 健 一  
(公印省略)

### JSMEAアスベスト不使用シール交付書発給業務の終了について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当会の事業運営について、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成23年1月1日、海上人命安全条約（SOLAS）によりアスベストを含む材料の船舶への新規搭載が禁止されましたが、国による規制に差異があったことなどから、国の内外で規制値を超えるアスベストが含まれる事例が多発しました。オランダでは、同国に入港した約300隻を調査した結果、その95%から搭載禁止となっているアスベストが検出されたとして、主管庁に対し、条約の完全実施を徹底するようIMOで問題提起しました。

アスベストの船舶への搭載を規制する規則として、アスベストを搭載禁止有害物質とし、また禁止前に搭載したものをインベントリ（有害物質搭載リスト）に記載することを規定するシップリサイクル条約は採択されていましたが、平成23年当時は未発効でした。

この様な状況の中、アスベスト問題に係る船主、造船所の不安を払しょくするとともに、我が国と異なるアスベスト規制を有する国で製造される製品との差別化を図るための対応として、法令に基づくものではありませんが、平成24年6月、当会の事業としてアスベスト不使用シール交付書発給業務を開始しました。

業務開始からこれまで、アスベスト不使用シールは23社／2,564機種（約27万枚）と幅広く活用され、その役割を果たしてきました。

一方、シップリサイクル条約について、我が国は令和元年3月に同条約に加入し国内法を整備済みであり、更に同条約は本年6月に発効することとなっております。

この様に、同条約の発効によりアスベスト不使用を維持する国際的な枠組みが構築されることに伴い、アスベスト不使用シール交付書発給業務の役割は終えることとなることから、この文書の発出をもって当該発給業務は終了することを会員の皆様にお知らせします。

敬 具

[問い合わせ先]

一般社団法人日本舶用工業会

業務部 鈴木隆之

電 話：03-3502-2041

E-mail：[tsuzuki@jsmea.or.jp](mailto:tsuzuki@jsmea.or.jp)